主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人大槻 龍馬の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は本件と事案を異 にし適切でなく、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いず れも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、公職選挙法二四七条が選挙費用の法定額違反を処罰する目的は、いわゆる 金権選挙の弊害を排除し、かつ資金の多寡による選挙運動の不平等を防止しようと いうにあるから、同条にいう「選挙運動に関する支出」には、適法な選挙運動に関 する支出のみならず、違法な選挙運動に関する支出も含まれると解すべきであつて、 これと同趣旨の原判断は正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五三年三月一六日

最高裁判所第一小法廷

亨		山	本	裁判長裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官